

III 研究ノート III

社会的公正の問題構造

- 21世紀初頭の問題状況について -

塚 田 広 人

目次

はじめに

検討

- 1 政治場面の問題…社会的公正と近年における生命の相互保障の問題
- 2 自然資源分配の場面
 2. 1 公正な土地分配の問題
 2. 2 公正な教育費負担分配の問題
 2. 3 環境と資源の世代間分配の問題
- 3 成果分配の場面
 3. 1 生産・雇用機会の場面
 3. 2 生産の効率性の場面
 3. 3 所得再分配の場面
 - 1) 格差の問題状況
 - 2) 財政赤字と世代間分配問題
 - 3) 慈恵性の変化の問題

JEL分類コード：P（経済システム）、K（法と経済学）

Key Words：自然資源、労働成果、効率性、公正性、慈恵性、

はじめに

社会的公正の問題に関して、筆者は先に別稿「社会的公正の分析視点」においてロールズの公正としての正義という分析視点・枠組みに代わるものとして、現代的な公正としての正義という代替案を提示した。そこでは市場経

済の前（後）の時期を含むところの長期における「経済社会・市場経済社会における経済問題の配置図（鳥瞰図）」とここ数十年ほどを対象とした「現代市場経済社会の構造・循環図」という理解を説明した。その分析枠組みでは主要な構成要素と考えられるものを示した。またとくに成果分配については別稿において市場経済における賃金決定とそこでの企業家における限界生産力の考え方に焦点を当てて論じた。本ノートでは、上記の分析枠組みに関連して、21世紀初頭の10数年を過ぎた現時点において新たに付け加えるべき価値のある論点と考えられるもののいくつかについて論じてみたいと考える。

検討

1 政治場面の問題…社会的公正と近年における生命の相互保障の問題

下記の図は別稿「社会的公正の分析視点－経済問題の配置図と現代市場経済社会の構造・循環図について－」で提示した市場経済社会の構造・循環図である。

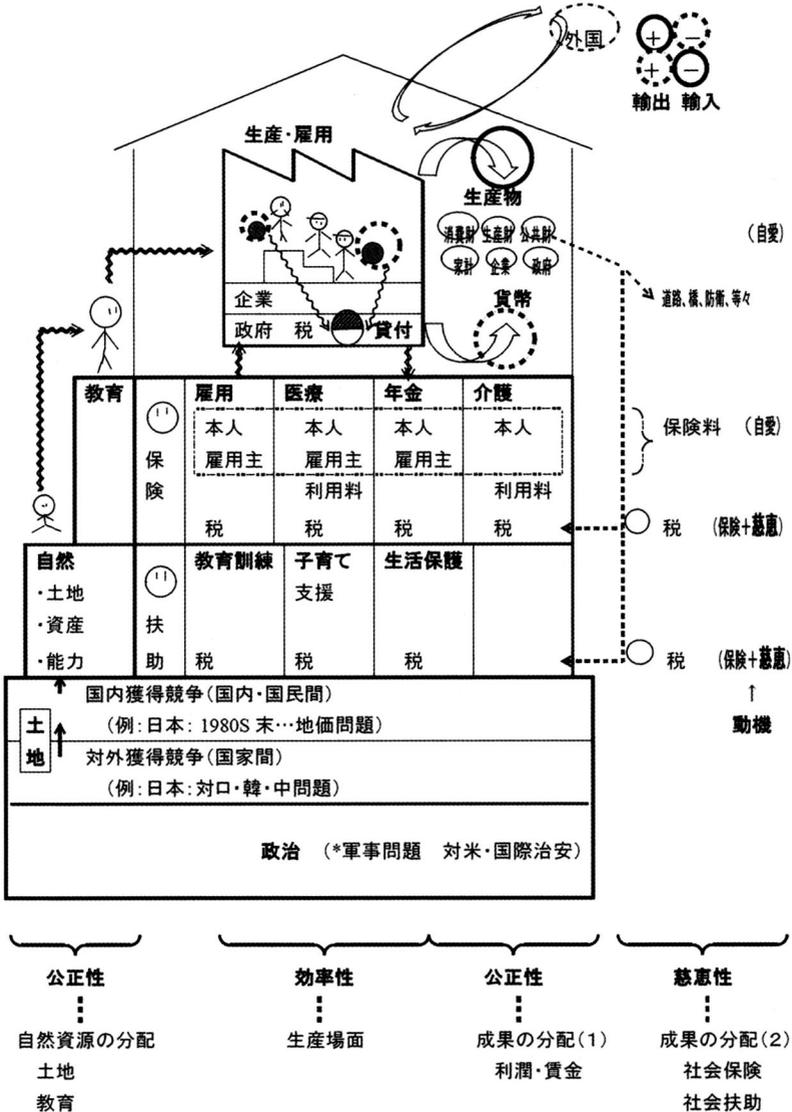
ここではまず図の地下3階目の政治の場面についてみよう。2015年初頭に中東で日本人二人がある戦闘組織の人質となり、殺される事件があった。類似した事件はこれまで複数回起こっていたが、こうした事件は私たちに社会的公正の視点から次のような問題を提起していると考えられる。今回、日本政府の同組織に対する敵対的意思表明が日本政府に対する多額の身代金要求の理由とされた。これに対する日本政府の判断は身代金に関わる交渉はしないというものであった¹⁾。それを行えば今後日本人の誘拐が増える可能性があること、また、その資金が相手の戦闘資金に使われ、それによる犠牲者が増えるであろうことの二つがその理由であったと推測される。しかし過去には類似の人質事件で政府が身代金を払って人質を救ったことがあった。この

1) <http://jp.reuters.com/article/topNews/idJPKBN0L60JL20150202>

市場経済社会の構造・循環図 Structure and Circulation in Market Economy Society

150216

(循環:人間、生産物、貨幣。21世紀初めの日本社会を想定。)



ように同種の事件について戦後日本の民主的政府の判断は、場合によって変わりうるものであった。それはこうした状況に対する政府の、また結局はそれを支える国民の考えが明確に決まっていなかったことを、つまりこのような場面で社会（特にここでは国家）の構成員はどのように行動したらよいか日本社会における社会契約（憲法をはじめとした諸法制）として明確に決められていないということの意味しよう。そのような場合は政府は国民多数の判断を推測して試行的に行動するしかない。試行的にというのは結果として事後的に国民の多数がそれに同意できないことがわかった場合には次の選挙で国民は政府を変えることによってその事後に分かった判断を示すしかないということである。

ともかくも、ここでは社会的公正の視点から考えるべき重要な問題がある。上の例で問題となっているのはある社会（この場合は日本）の成員が他の社会集団によって生命の危機にさらされたとき、他の安全な成員はそれに対してどう行動すべきか、たとえば身代金を払う、または武力で救出する等のどの方法を選択すべきかである。そして、それはある社会集団の中で相互の生存をどのように保障するかという基本問題の一形態である。自国領土内においてはそれは暴力からの相互の身体的安全のためには刑法のルールによって、また生存のために必要な物資を得るためにはと生産と分配のためのルール（市場経済機構の運用等）によって解決することが合意されている。自国領土外では当該国の警察等、相手国の主権者の判断に託す部分が大いだが、しかし上の身代金と人質の命との交換が問われる際には同一社会集団内の各人がどのように行動するかは人質の命を左右する力を持つのであり、社会構成員は前もってそのような場合にどう行動すべきかを決めておく必要がある。

では今後同様のケースが起きたときのために、われわれは国家の成員としてどのような確固とした行動指針をきめることができるだろうか。自国民がこうした戦闘集団に拘束されたときの選択肢は、1) 何もしない、2) 当該国の了解が得られることを前提として、武力によって人質を救出する、また

は3) 身代金を払って救出する、の三つであろう。1) はどのような場合でも自国外では各人が自分の行動に責任を持つ、というルールを認めることである。2) と3) は、場合によっては人質を助ける、という判断である。この場合によっては、においては、人質の行動に他の国民がどの程度共感できるかが重要な要素となろう。そこではたとえば本人の不注意の程度が、また、今回の場合のようにそれに関する政府の発言（すなわち他の安全な場所にいる国民の責任）が判断要素となろう。

そしてさらに、2) の場合には、国家として奪還する行動の中で、戦闘によって見込まれる救出者側の死傷者の数と救出される側の数が、また3) の場合には、支払われる金額の大きさと救出される人数が比較されるであろう。また、3) においては支払われた身代金が武器へと変わり他の自国民と他国民の殺傷を増やす可能性も破談要素となろう。こうしてこの問題への対処のためのルール作りは複雑なものとならざるを得ない。しかし、このような問題は、そもそも社会をつくることで相互の生存のより強い保障を目指すという社会契約の根本目的、社会の根本的意味に関わるので避けて通れない重要な問題である。

2 自然資源分配の場面

2. 1 公正な土地分配の問題

日本では1990年代初頭には地価税に象徴されるように土地所有に対する新たな分配ルールへの一定の前進が見られたが、現時点では土地価格はバブル期に比べて相当程度低くなっており、地価税はここしばらく凍結されている状態にある。このことは、土地分配、自然資源分配の不正性は現時点においては国民一般において当時ほど強く感じられてはいないこと、またそれゆえにその再分配の機運はあまり強くはないことを示していると言えよう。しかしもちろんそれは今後、地価の急上昇、または土地分配の原理的な公正性に対して何らかの理由で国民の注目度が高まる等によって、新たなルールへの強い要求が将来また登場しないとは言えない²⁾。その意味で公正な土地

の、また自然資源分配の問題は引き続き注視されるべきである。

2. 2 公正な教育費負担分配の問題

人間の心身の能力の基本的部分は、土地等と同様に、自らが作り出したものではなく、誕生とともに親から与件として与えられているものという意味で、各人にとって自然資源の一つである。それは土地と違って各人に再分配できるものではない。そしてそれは、通常は、各人にとっては自らの生存のために自らの意思で使用できる私有物として意識されている。日本国憲法第13条の、「すべて国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」との条文は、各人が一人一人の個人として自らの幸福を追求する権利を示しているが、それは当然、そのための手段として個人としての各人がもつ自らの心身の能力をそのために排他的に自由に使うことが前提されていると言ってよい。

このように考えると、人間の能力は、自ら作ったものではないという意味で自然資源の一部であるが、土地のように再分配の対象とはならず、自らのために使うものであると理解されているという特徴をもっている。つまり、そこでは、土地等の自然資源は人間がその分配ルールを決めることができるが、各人の心身の能力の分配についてはすでに誕生時点で各人にその分配が終了していると理解されていると言える。

このように各人の心身の能力を理解すると、それを伸ばすための教育費の負担者の問題は、各人に不均等ではあるがすでに初発的能力が分配されていること、その能力は各人が自らの幸福のために使うものであることが合意されていること、の二点を前提にして考えねばならない。ではこのようなものとしての各人の能力を伸ばすための教育の費用はだれが負担すべきか。

そこでもし現在の教育について、教育とは親が子に与えるものである、そ

2) 一見、日本とは全く異なるように見えるが、第二次大戦後長く続いている中東諸国でのイスラエルとパレスチナ、そしてその周辺国での様々な社会集団による戦闘行為の重要な原因の一つも、イスラエルの建国を含む、20世紀半ば時点での中東における欧米諸国による土地の再分配・国境再画定の経緯にあったと言えよう。

してその理解に立った上で、親はその効率的実行のために、その大きな部分を、孤立した家族内の作業としてではなく、親世代の共同作業として行うことを選んでいる、と考えるならば、その本質は親と子の私益追求にあるのだから、それはその受益者がそれぞれの受益に応じて負担すべきものであるということになる。

しかし実際の教育はこれとは異なるように見える。日本国憲法第26条が「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」(the right to receive an equal education correspondent to their ability)と定めているように、家計の状況等に妨げられることなく教育を受けることができなければならないという教育の機会均等の考え方もある。ここでは日本社会のだれもが親の所得に関わらず能力に応じた教育を受けられることが合意されている。これはなぜか。これは教育とは親と子の私益追求の行動であり、それゆえ受益者によって賄われるべきであるとする考え方に反しないか。

実はここで教育の受益内容とまたその受益者とは誰かをよく考える必要が出てくる。1966年に採択された国際人権規約はこれを批准する各国に対し中等教育以下の教育は無償とすること、また高等教育も漸進的に無償化することを求めている。それによれば高等教育を含め、教育の目的は現行の経済発展段階における社会に効果的に参入し、それを維持、発展させていくために必要な各人の能力を育てることにあるとされている。

ではなぜそれが大切なのか。このとき育てるべき能力の一つは生産に役立つ能力である。それは個々人の稼得能力の伸長であるから個々人の利益を増やすことでもあるが、同時にそれは当該社会構成員の生産能力を高めることによって社会全体の生産性を高める効果と、そしてまた社会の形成、維持のための最も重要な能力である相互を理解し尊重する力を育てる効果をもつことが注目されねばならない。この点は近年の日本社会でもしばしば見過ごされがちな点であるように思われる。

特にこの平和形成能力、相互尊重能力は第二次世界大戦の反省から世界的

に痛切に望まれたことである。これらはいずれも社会成員全員の大きな利益となる³⁾。こうして教育には個人的稼働力の増大、社会的生産性の向上、平和形成能力の強化、の三つの効果がある。後者の二つは社会全員の非常に大きな利益となる。他方、個々人の稼働能力の増大効果はそれを正確に測ることは難しい。これらのことから、その社会的効果が十分に大きいことをもって、その費用は社会全体で負担することが最善と考えられる。上述の国際人権規約における教育の機会均等の条項はこの点から正当なものと考えられることができる。

しかし日本では現在でもまだ、とくに高額の大学の授業料に見られるようにこの合意に沿った政策はまだまだ高等教育の場面では不十分にしか行われていない。これまで日本政府は、日本の大学には私学が多いこと、また財政が厳しいことを挙げ、国際人権規約中の高等教育の漸進的無償化への努力義務を長期にわたって留保してきた。しかしようやく2012年に政府はこの留保を撤回した。しかしそれ以降、いまだにその方向、すなわち高等教育無償化への具体的な動きは見られない。現時点では日本ではいまだに世界的に見て高等教育の学費が国公立ともに非常に高い状態にあり続け、奨学制度も貸与型が中心で公的な給付制度はほとんどなく、この点も他の先進諸国に比べて弱いままである。近年、所得面での格差への注目とともに、教育の機会の格差もまた注目されてきている。現時点において、教育とその費用負担の在り方についてその社会的利益を社会成員が再度明確に理解し、高等教育の無償化への動きを進めることが重要となっていると言えよう。

2. 3 環境と資源の世代間分配の問題

20世紀の半ば以降世界的な規模で、将来世代に対する環境保護と資源確保の問題が浮上している。これは環境と資源を世代間でいかに分配すべきかという問題である。今後人類が何十億年かにわたって生存し続けることを想定した場合、その間、人間は一般にその子孫に対して自らと同等以上の良い生存環境を確保したいと思うであろう。この気持は親から直系子孫に対する愛

3) 塚田(2009)、第5章参照。

情から生まれている場合に最も強いであろうが、その意味ではその愛情は自らを愛する気持ちでもあり、それは親世代の利己的動機から生まれていると表現できよう。とはいえ、長期の未来を想定したとき、実際には遠い将来の直系子孫の生存状況を想像することは難しい。そこでは直系子孫への愛情は人類一般の生存環境の改善をめざすという願いとして行われざるを得ないが、その行動動機はやはり利己的なそれである。ただしそこではいわば将来世代全体の中に溶け込んだ状態としての直系子孫を想像するのであるから、それはもはや将来世代全体、すなわち将来の人類全体への愛情に変わっていると理解しても良いであろう。地球温暖化の問題に対しては世界的な取り組みが進みつつあるが、それを生み出す動機にはこうした内容が含まれていると考えてよいであろう。環境と資源の再分配の問題はこうした動機の問題と結んで考えることが有効であろう。

3 成果分配の場面

3. 1 生産・雇用機会の場面

近年の日本社会では正規と非正規労働者間の格差が注目されている。この格差は雇用の安定性・不安定性と所得の多寡に表れている。非正規労働者が急増したのは1990年代半ば以降のことであり、これが短期間に急増したことから、それは非正規労働者の側の能力が低下したからではなく、彼らはそれまで正規労働者として雇用されていた人々と同様の能力をもっているにも関わらずそれが起こったこと、すなわち彼らを取り巻く環境の変化からそれが生じたと推測される。それが低賃金国の世界的労働市場への参入によるのかはともかく、結果として先進諸国において、とくに日韓等いくつかの国々でこのような格差状態が生まれ、拡大し続けていることは、第二次大戦後の経済発展の中で存在した経験則としての、後世代は前世代よりも良い生存ができるだろうというある程度定着した強い社会的期待を裏切る事態である。こうした世代間における能力と報酬の不均衡が前世代の側における意図的な不公正な行動の結果ではないにしても、期待を裏切られる後世代から見ると

らばそれは前世代に対する不満を生みうる状態であり、この不満は雇用機会、雇用条件をめぐる世代間の再分配の問題、すなわち公正性の問題として意識される可能性があろう。したがって現行の雇用の機会の分配状況の公正性がそれぞれの世代によってどのように意識されつつあるかが今後詳しく検討されるべきであろう。

3. 2 生産の効率性の場面

近年、行政府が、企業が内部留保を増加させる行動が市場全体の需要の伸びを抑えているとの理解のもとに、政労使、特に企業家側に賃金の引き上げを呼び掛けてきている。これに対し企業側は消費税増税や法人税減税を求めている。ここでは、こうした政府による呼びかけ行動の動機について考えてみよう。政府はこれによる生産と雇用の増加を期待している。不況からの回復が予想以上に長引くときには各企業は自衛行動としてコストを切り詰め、賃金を抑制する。しかしその行動はかえって総需要を減少させるという悪循環、合成の誤謬を生む。政府はこのことに注意を喚起した。

重要なのはこうした政府の呼びかけに企業がどのように反応するかである。こうした政府から企業への呼びかけは先例があり、かつて1930年代にF.D.ルーズヴェルトは大恐慌からの回復策の一つとしてこれと類似した政策を試みた。彼はNRA（全国産業復興局）を通じて民間企業に対し賃金水準を引き上げるように訴えたが、企業側はこれに積極的に応えず、賃金引上げと購買力拡大による景気回復策は失敗に終わった⁴⁾。

たしかに個別企業にとって内部留保を賃金引上げに回すことは、もしそれが自企業だけの行動に終わるならば経済全体は好転せず、自企業だけがさらに損失を被るという危険なものとなりうる。しかし、現在の日本は当時と違って経済恐慌状態にあるわけではない。そのような状態で非常に大きな内部留保を抱える企業にとっては、少額の賃金引上げを行って、それが孤立した行動に終わり経済全体が回復しなかったとしても、その損失は比較的小さく済むと推測される。であるならば、現在の日本政府によるこの呼びかけ

4) Lyon (1935), p.746.

に対しては、企業は1930年代のアメリカと比べて取り組みやすい状況にある。そこでもし多額の内部留保を持つ企業のうちでそれに応える企業が多くなるならば全体の景気回復につながり、そうすれば「内部留保の一部を賃上げに回すという自らのリスクと見える行動も、自らの収入を増やすことにつながりうる」という因果関係への信頼が高まり、さらにこうした行動が広まり、また継続する可能性がある。

このほかにも貢献度理解に基づく労働者の要求行動の強まりや社会保障制度の強化によってその交渉力が強まる場合も⁵⁾、この内部留保からの賃金引き上げへの動きは促進され、この経路によっても社会における需給面からの生産全体の効率性が改善されうる。なお動機面においては、こうした要求の根拠は貢献度に応じた賃金の実現という公正性と、慈恵性に応じた社会保障制度の整備への要求の二つである。それは内部留保の活用を通じた需給の循環の改善というマクロ的効率性の改善の動機とは異なるが、行われる行動は同じものとなる。

3. 3 所得再分配の場面

1) 格差の問題状況

別稿で許容される格差とは何かについて、一つの解答を試みた⁶⁾。それは、許容される格差とは社会構成員が利己的動機と利他的動機という二つの行動動機にもとづき公正性・効率性・慈恵性の三つの行動基準の場面において合意する分配ルールの結果として生まれる格差であり、したがって公正な自然資源分配ルール、効率的な生産要素配分、公正な生産成果分配ルール、そして慈恵性に合致した生産成果再分配ルールの結果として生まれる格差は認められるべきものである、というものであった。

しかし、ここで、格差の許容範囲に関してさらに今後検討すべきと思われるもう一つの要素にふれておきたい。それは自尊心である。これはロールズ

5) 塚田 (2016) 「労働成果の分配行動について - 公正な分配と貢献度分配の問題として -」『山口経済学雑誌』第64巻第5号, pp.1-15

6) 塚田 (2015) 「社会的公正の分析視点 - 経済問題の配置図と現代市場経済社会の構造・循環図について -」『山口経済学雑誌』第64巻第3・4号, pp.1-33

によって社会と人間の存在意義にかかわる重要な要素として言及されたものである。彼は次のように考えた。基本的社会財（前出の、社会において人が何をなすためにも必要なもの、すなわち権利、自由、機会、所得、富のこと）の所有状態の格差については許容され得る幅があるが、それを決める大きな要因の一つが自尊心（self-respect, or self-esteem）である。まず自尊心とは第一に、自分自身に価値があるという感覚、つまり自分の人生計画は遂行するだけの価値があるという信念を含む。第二に自分にはそれを遂行するための能力があるという自信を含む。そして第三に、第一の感覚を維持するために自分がそのために努力している人生計画とその努力が他人から敬意を払われていることを含む、と彼は考える。このように彼は、価値ある目的、それを遂行する能力、そして自分の目的への他人からの共感、この三つが自尊心を形作っていると考える⁷⁾。自尊心とはこうしてそれなしにはわれわれが人生の歩みを進めることができない基本財（a primary good）である。またこの言葉が使われている文脈より、自尊心は上の権利、自由等の五つに加えられるべきもう一つの基本的社会財であると理解される⁸⁾。

ロールズは公正としての正義の原理を探求する際、ルール作りに参加する人間像を、お互いがどのような人生の目的を持っているかに関心を持たない、いわば我が道を行く人間という意味での相互に無関心である人々と想定していた⁹⁾。しかしこれは上の自尊心についての彼自身の議論のうちの、他人からの共感を求める人物像と矛盾する。すなわち、彼は自尊心の議論においては自分の追求する目的が他者から認められている、共感されていることが重要であると考えている。すると、そこから、許容される格差の範囲に新たな制限が加わることになる。すなわち、自尊心を考慮しない場合、分配ルールに許される格差としては公正な手続きにしたがうことのみが求められるが、自尊心の重要性を考慮に入れる場合は、あらたに、許容される格差の幅は自尊心を侵害しない範囲内のものでなければならなくなる。

7) Rawls (1999), p.386, pp.155-156.

8) Ibid. p.79.

9) Ibid. p.12.

ではたとえば本稿の文脈で具体的に関連する問題として、所得の大きな格差は人間の自尊心を、すなわち各人の目的の価値、その遂行能力、それへの共感、をどの程度損なうものであるのか。もしもその際、その効果が耐えられないほど大きなものとなり、またその社会の構造がそうした所得格差が生まれることを不可避とするものであるならば、社会契約の当事者たちはそのような格差を生む社会を作り変えようとさえするであろう。

所得の大きな格差は自尊心に対してこのような大きな打撃を与えるのか。ある人が遂行したい人生計画、そしてそこで達成したい目的のリストを作る時、一般的に、所得が小さいほど自分の人生目的を達成する力は減るであろうから、所得水準の低い人ほどあきらめる選択肢も増えるであろう。これは自尊心の第一の構成要素である価値ある目的の追求において、追求可能な目的の範囲を小さくするという意味でそれに打撃を与えると考えられよう。またそれは同時に諸目的を達成する自信に対する打撃を意味する。またこのとき低位の所得の人が高位の人と自分を比較して、自分に残された人生計画、達成可能な諸目的に対して高位の人からの共感を得られないと感じるならば、それも自尊心への打撃となろう。このように考えるならば、所得の格差は確かに自尊心に対して大きな打撃となりうるであろう。しかし上の因果関係はまだこれだけの推論では確実なものとは言い切れない。ここでは所得水準が低ければ目的遂行能力が低下すると考えたが、人は一般的に成長過程で子供時代の夢を実現可能な目的に設定し直していくことから類推すると、所得が低い状態においてはそこで目的を実現可能なものに設定し直し、その遂行に努力することで十分に満足するという可能性がありうるかもしれない。このことから自尊心の問題についてはこの点についてさらに詳細な検討が必要と言えよう。

2) 財政赤字と世代間分配問題

財政赤字には世代間分配問題が伴うことがしばしば指摘される。たとえば財務省は、現行では日本の国民負担率は税と社会保険料の負担だけで所得の約4割を占め、財政赤字による将来的な返済（償還）負担を加えると5割にな

るとし¹⁰⁾、また財政制度等審議会はこの財政赤字部分は将来世代への負担の先送りであるとする¹¹⁾。

さて、ここで財政赤字の負担と利益を一般的に整理すると次のようになるであろう。

国債発行による利益:それによる総需要増加効果が現世代の所得を増やす。同時にそこから後世代への遺産部分も増える。

国債発行による損失:後世代がある時点で返済のための増税を課される。そのとき返済に関して次のような負担が生じる。

(1) その際、外国人への返済部分は当該世代全体の所得からの流出、すなわち当該世代全体の所得の減少となるので、新たな純負担となる。

(2) 国内への返済部分は将来世代内部のやりとりなので¹²⁾ 後世代全体全体では負担増ではない。

(3) しかし、後世代の内部では、国債保有者は返済された分の所得が増えるが返済のための増税分の所得が減る。保有者の国債が相続分の場合は差額の所得増となる。非保有者は増税分の所得が減り、所得は純減となる。

(4) その際、国債保有者の消費性向の方が非保有者のそれより低い場合は、消費性向の高い層から低い層への所得移転が生じ、総需要が、従って生産と雇用が減少し、その意味での同世代全体への負担が増える。

(5) 償還費用は財政を硬直化させるので、それによる後世代の負担が生まれる。

(6) また国債の発行不能時点が来た時の経済的混乱は当該世代全体の大き

10) 財務省によれば、平成26年度の国民負担率は、平成25年度から1.0%ポイント増加し、41.6% (過去最高) となる見通しで、国民負担に財政赤字を加えた潜在的国民負担率は、財政赤字の減少や国民所得の伸びにより、平成25年度から0.3%ポイント減少し、51.9%となる見通しである (<http://www.mof.go.jp/budget/topics/futanritsu/20140207.htm>)。

11) 財政制度等審議会、2014年12月25日の建議 (http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia261225/04.pdf, p2)。

12) 外国人による所有割合は国債で2.5%、国庫短期証券を含めると8.4%である。(財務省: <https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/appendix/breakdown.pdf>より。)

な損失・負担となる。

このように、後世代への遺産増分から後世代の損失分を差し引いたものが後世代が被る純負担となるが、この差額が正になる時はこれをもって世代間における公正性に問題が生じていると言えよう。その場合は自然資源分配と雇用機会分配と同様に、この問題をめぐっても世代間で対立が起こる可能性があることを意味する。この点での予測内容による対立は政治場面を通じて現行の財政運営方法に影響するであろう。よって財政赤字の問題は、上記の世代間の利害得失が両世代の行動基準の一つとしての公正性の判断にどのように影響するかという観点からも考察する必要がある。

3) 慈恵性の変化の問題

慈恵性は一般に血縁者、近隣者、友人など自分に近い人に対してより強く存在するであろう。ところで市場経済社会では、市場経済活動に伴う景気変動などの不安定性に生活保障制度の整備が追いついていない場合には、個人はこれに対する合理的な自己防衛的行動として貨幣、財の「貯め込み行動」を取らざるを得ない¹³⁾。その過程では隣人に対する「無関心」、「冷淡さ」といった行き過ぎと見られるような反応が支配的なものとなる可能性がある。しかしそれは将来の見通しが不透明な場合にはやむを得ない行動である。だが日本においては近年、二度の大規模な震災時に被災者に対する強力な支援行動がみられたことから、過剰ともなりかねない貯め込み的な個人的防衛行動といえども、「同胞が大量なあるいは深刻な苦境」に直面するときには生じる慈恵性はそれをある程度上回るものであるかもしれない。20世紀後半以降の冷戦の恐怖、地球資源・環境問題、人口問題、経済のグローバル化の問題等も一方での貯め込み行動と他方での協力行動と支援行動を複雑に促す

13) 塚田 (2009) p.289参照。人間にとっては一般に困窮者への分配分として譲渡したいと感じる部分は、自分の生存を確保した上での余剰部分である。従ってこれは、各時点において将来にわたる自分の生存を確保するためにどれだけの消費財が必要かという判断によって左右される。たとえば現時点多量の消費財を確保できていても、生産、雇用の機会が流動的で将来の収入確保の見通しが不安定である場合は、将来に備え自分のために財・貨幣を貯め込む必要性を強く感じるので慈恵心の発現は小さくならざるをえない。

ものとなっている可能性がある。共同・支援行動を支える意識の変化は、これらの問題の解決は自分だけではできず、人類全体の協力、共同行為が必要であるからという利己的動機から発している場合であっても、一旦その行動が始まったのちは、その共同行動の過程における各人の直接的、間接的接触の増加それ自体が、各人間の距離を縮め、支援動機の中の慈恵性を強め、その対象となる者の範囲を広げている可能性がある¹⁴⁾。しかしまた、たとえば国内外の人口移動が活発となるに伴って、当該社会内への旅行者、移民等の「それまで遠かった人」の流入が増えると、その社会の中の慈恵性の発現はその分弱まる可能性もあろう。こうした要因が慈恵性に対してどのような促進的、また抑制的効果をもつかを検討する必要がある。

参考文献

- Lyon, Leverett S. et. al. (1935) *The National Recovery Administration*. The Brookings Institution.
- Rawls, John (1999), *A Theory of Justice*. Harvard University Press.
- (1993), *Political Liberalism*. Columbia University Press.
- Tsukada, Hiroto (2002), *Economic Globalization and the Citizens' Welfare State*. Ashgate.
- 塚田広人 (2009), 『社会システムとしての市場経済』第二版。成文堂。
- 塚田広人 (2015), 「社会的公正の分析視点－経済問題の配置図と現代市場経済社会の構造・循環図について－」『山口経済学雑誌』第64巻第3・4号
- 塚田広人 (2016), 「労働成果の分配行動について－公正な分配と貢献度分配の問題として－」『山口経済学雑誌』第64巻第5号

14) 江戸時代のある村民にとっての隣の藩の村民の近さ・遠さは、今ではアフリカに住む人の近さ・遠さと同じぐらいかもしれない。